

【二弁シンポ・レジュメ】

第二東京弁護士会 憲法改正問題になって取り組む全国アクションプログラム

シンポジウム『閣議決定 10年 それでも安保法制は違憲だ』

パネリストの一人 小林節（慶大名誉教授・憲法学者）のレジュメ

1 官房長官時代の安倍晋三代議士に直接語ったこと

：今、自民党と財界人たちから、「現行憲法 9 条のままで自衛隊の海外派兵は可能か？」と質問を受けているが、それは、政府・自民党自体が確立してきた「必要・最小限の自衛力の行使」という条件に抵触してしまい、不可能である。だから、海外派兵をするには、改憲して、国の「交戦権」と「軍隊」の保持を明記することが必要である。

2 首相になった安倍代議士がしたこと

(1) まず、「憲法 96 条の改正（改悪）」（改憲の条件の緩和）を提案して、「憲法の内容の改正（改悪）ではありませんから」と説明した。（それに対して、私は、（憲法改悪の）『裏口入学だ』と批判した。

(2) その後、安倍首相は、（憲法知らずの『有識者懇談会』なるものを作り、）『解釈改憲』（その実態は、単なる「違憲」行為の横車であったが、）その帰結が「戦争法（平和安全法制???)」の制定であった。

3 その際、私たち（護憲派）は、議論には勝ったが、政治的には負けた。

4 その後の 10 年

：安保三文書の改定と米軍と自衛隊の一体化

：安全保障環境の悪化は、わが国が招いたものではなく、ロシア、中国、北朝鮮が一方的に招いたもので、防衛能力は仮想敵国の能力に見合うように相対的に決まるもので、そういう意味で「敵基地攻撃能力」の保有も理論的には否定できない。しかし、それは、使い間違えたら先制攻撃（国際法違反）になってしまう。また、防衛費を GDP2%にして米国製武器を言い値で爆買いするに至っては政治的合理性がない。

5 しかし、『改憲』が行われていない以上、政権交代が実現すれば、閣議決定による「有権解釈」の変更も、戦争法の廃止も可能である。

以上